

第2回 市川市庁舎整備基本構想策定委員会 会議概要

- 1 開催日時：平成24年7月2日(月) 午前10時00分～午後1時00分
- 2 場 所：市川市役所本庁舎3階 第4委員会室
- 3 出席者：
委 員 天野委員、岩井委員、歌代委員、川岸委員、加藤委員、北嶋委員、木戸委員、
黒川委員、竹内委員、戸坂委員、戸村委員、中村委員、三木委員、横尾委員
(欠席者 金子委員)
市川市 岡本企画部部長、吉野企画部次長、鈴木企画部次長、佐野企画・広域行政課課
長、岩井庁舎整備推進担当室室長、竹内主査、赤坂主査
コンサルタント 3名
- 4 議 題：
 - (1) 第1号 前回の会議概要の確認について
 - (2) 第2号 庁舎整備の前提条件について
 - ①4プランの選定理由
 - ②外部の市民窓口施設の考え方
 - ③新庁舎へ統合する部署
 - ④新庁舎に配置する職員数
 - (3) 第3号 新庁舎の規模について
 - (4) 第4号 新庁舎の場所について
 - ①庁舎整備プランの概要
 - ②ワンストップサービス窓口に必要な面積
 - (5) その他

《 資 料 》

- ・資料1 庁舎整備に関する前提条件について
- ・資料2 過年度の検討結果について
- ・資料3 新庁舎の規模について
- ・資料4 庁舎整備プラン 各プランの概要
- ・資料5 ワンストップサービス窓口に必要な面積について

【午前10時00分開会】

(1) 前回の会議概要の確認について

- ・ 会議概要については了解。
→ 今後、市のホームページや市政情報センターで公開する。
- ・ 議事録（全文）のうち、将来職員数の推計、市民アンケートに関する説明部分の一部修正については了解。

(2) 庁舎整備の前提条件について

《前提条件①について》

- ・ プランⅣと新プランⅣの違いは。
→ プランⅣは23年度検討のもの。その後、再開発の全部活用を断念したため、代わりに南分庁舎を活用することとなったものが新プランⅣ。
- ・ 8プランにはない現庁舎の補強ではだめだということの説明は必要。
- ・ 8プランを4プランに絞り込んだ理由について、数的に説明できなければならない。
- ・ 合併時の取り決めにあった、名前は「市川」、場所は「本八幡」には拘束されないで良いのか。
→ この委員会で判断することではないこととする。
- ・ 4プランへの絞り込みの最終決定は議会で行ったのか。
→ 決定は行政経営会議で行った。
- ・ 前提条件①（今後はA～Dの4つの案に絞って検討を進めること）について了解。

《前提条件②について》

- ・ 窓口連絡所等を出張所や支所に格上げし、職員を分散派遣することにより、本庁舎面積を抑えることも考えられるのではないかと。
→ 支所機能を拡充するためのコスト面等を説明できれば本庁に集約してサービスを提供したほうが有利であると言える。
→ 窓口連絡所等の格上げによって、人事制度の見直しが必要となるなど行政の組織体制上の問題がある。
→ 複雑な相談業務等、裁量権を持つところは1ヶ所に集めた方が効率的である。
- ・ 前提条件②について了解。

《前提条件③について》

- ・ B区分の施設は、現状で機能している部分もあり、統合する必要があるか、もう少し細分化が必要。
→ 行政は意思決定のプロセスが明確なため、分庁舎に離れることで不都合が生じる。
→ 部署の配置に関して分散化の妥当性を判断できるよう、参考資料3を精査する。
- ・ 前提条件3について了解（ただし、資料は精査する）。

《前提条件④について》

- ・市川市の雇用形態に関する現在の制度について
→60歳で定年。希望により3年程度再任用している。
- ・前提条件④（新庁舎に配置する職員数を1,550～1,600人で検討を進めること）について了解。

(3) 新庁舎の規模について

- ・職員1人あたりの面積の20㎡は厳守なのか。再開発の床は活用せず、かつ南分庁舎を4階に抑えたとき、本庁舎の床を最大限設定し、1人あたり18㎡確保できるとしたらどうなのか。
→20㎡を最低限としたい。
- ・職員の労働環境を確保し、資料などが増加した場合にも対応できる余裕幅は必要。
- ・執務空間のあり方について、職員にアンケートをとって見たらどうか。
- ・他市の事例で職員満足度の変化に関するデータ等があれば活用できないか。
→事務局で検討。

(4) 新庁舎の場所について

- ・A案について、セキュリティや安全性という視点での検討は十分に行われたか。
→セキュリティについては、特に問題ないと判断している。
- ・4つのプランで、ワンストップサービスという視点で違いはあるか。
→ワンストップサービスという視点では違いはない。
- ・本庁舎の建替え案は敷地条件から最大限の床を想定したものか。
→日影規制を考慮したうえでの最大限としている。
- ・国道の歩道上部に3階以上の部分をはみ出させることもありえなくはない。
- ・民有地や再開発の活用には不確定要素が多く、プランとして成立しないのではないか。
→この委員会である程度の方向性が見えた時点で正式に協議に入りたい。途中経過等については随時報告する。
- ・再開発商業棟を市が購入する特段の理由はあるか。
→特段の理由はない。商業棟取得者が3階まで商業施設を誘致できないような場合があれば、交渉することもありうるというもの。

- ・庁舎整備位置の妥当性を判断する上で、プランごとに支所や連絡所等のサービス圏域とバランスについても検討する必要がある。
→事務局で検討。
- ・1ヵ所か分散か、分散であれば分庁舎の必要性等が判断できる資料を作成のこと

(5) その他

- ・第3回は8/1(水)。現地視察(希望者のみ)9:30~10:30、会議10:30~12:30。
- ・第4回は9/3(月)15:00~17:00
- ・会議資料は個人情報等をのぞき、原則公開とする。

【午後1時00分閉会】